

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1092 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和5年4月3日変更</p> <h1 data-bbox="388 722 1187 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1089 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 214 2843 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 722 2573 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2475 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  <u>令和5年4月3日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 <u>業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</u></p> <p>一 <u>次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</u></p> <p>イ <u>火力電源</u></p> <p>ウ <u>原子力電源</u></p> <p>エ <u>再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</u></p> <p>二 <u>次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</u></p> <p>イ <u>再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</u></p> <p>三 <u>次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼をいう。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</u></p> <p>ア <u>安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物</u></p> <p>イ <u>特定抑制依頼</u></p> <p>ウ <u>期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等</u></p> <p>2 <u>業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</u></p> <p>一 <u>業務規程第32条の2第2号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。</u></p> <p>ア <u>前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと(ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)</u></p> <p>イ <u>発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。</u></p> <p>ウ <u>発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保</u></p>	<p>第15条の4 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</u></p> <p>二 <u>業務規程第32条の2第2号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること (ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)</u></p>	
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する (ただし、<u>第15条の7条第2号は除く。</u>)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</p> <p>2 <u>第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u></p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する (第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と、「<u>第32条の12</u>」とあるのは、「<u>第32条の22において準用する業務規程第32条の12</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>調達オークション募集要綱の参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</u></p> <p>一 <u>調達オークション募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者 (以下「安定電源提供者」という。)</u></p> <p>二 <u>調達オークション募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者 (以下「変動電源提供者」という。)</u></p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する (ただし、<u>第15条の7第2号及び第3号は除く。</u>)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する (第15条の7第2号及び第3号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と、「<u>第32条の12</u>」とあるのは、「<u>第32条の23において準用する業務規程第32条の12</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する (第15条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「<u>長期脱炭素電源オークション</u>」と、「<u>第32条の12</u>」とあるのは、「<u>第32条の23の2において準用する業務規程第32条の12</u>」と、読み替えるものとする。</p>
<p>(供給力確認対象事業者の条件)</p> <p>第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(供給力確認対象事業者の条件)</p> <p>第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となったメインオークション募集要綱に定める発動指令電源により供給力を提供する事業者 (以下「発動指令電源提供者」という。)</u></p> <p>二 (略)</p>
<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 <u>本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。</u></p> <p>二 <u>実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u></p>	<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 (削る)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>三 <u>電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認</u> <u>電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。</u></p> <p>四 <u>F I P 電源及びF I T 電源該当有無の確認</u> <u>登録された電源等情報に対し、随時、F I P 電源及びF I T 電源の該当有無の確認を行う (国に対し、必要な情報の提供を求める。)</u>。</p> <p>五 <u>需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認</u> <u>実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</u></p> <p>ア <u>本機関は、別表 8 - 4 に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 (週間計画) に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</u></p> <p>イ <u>本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</u></p> <p>ウ <u>本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、<u>前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u></p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>	<p>一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、<u>業務規程第 3 2 条の 3 4 のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第 1 5 条の 1 8 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>第 1 5 条の 4 第 2 項第 1 号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>第 1 5 条の 4 第 2 項第 1 号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第 1 5 条の 1 8 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>容量市場における入札ガイドライン (以下この条において「入札ガイドライン」という。) に定める調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 <u>入札ガイドラインに定める調達オークションの参加条件を満たしていること。</u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(電源等差替)</p> <p>第 1 5 条の 1 9 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(電源等差替)</p> <p>第 1 5 条の 1 9 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。<u>なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークションで落札している電源については申込みを行うことはできない。</u></p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p>

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
<p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 <u>第120条の4第1項第5号に掲げる場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>							<p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p>						
<p>(広域連系システムの工事が含まれる契約申込み等の報告)</p> <p>第91条 <u>一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</u></p> <p>二 <u>第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系システムの工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</u></p> <p>三 <u>電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系システムの工事が含まれることが判明した場合</u></p>							<p>(広域連系システムの工事が含まれる契約申込みの報告)</p> <p>第91条 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告しなければならない。</u></p>						
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>3～5 (略)</p>							<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前は</u>、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>3～5 (略)</p>						
別表8-1 需要調達計画等の提出							別表8-1 需要調達計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 (※1)

変更前(変更点に下線)							変更後(変更点に下線)							
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	<u>毎日 午前10時 (※2) (※3)</u>	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	(新設)	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 <u>(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。</u>							
(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。							(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 <u>発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</u>							
2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、							2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が <u>1時間前取引により販売する電気又は調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。</u> ) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、							

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
<p>事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画 (調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 (略)</p>							<p>事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>翌々日計画以前</u>は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画 (調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>翌々日計画以前</u>は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 (略)</p>						
別表8-2 発電販売計画等の提出							別表8-2 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	<u>毎日 午前10時 (※2) (※3)</u>	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	(新設)	30分ごとの供給電力量	提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。							(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。						
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。							(※2) 提出日が休業日の場合も含む。						



変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
(新設)							(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。						
(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、 <u>週間計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 四 (略) 3 (略)							(需要抑制契約者による計画の提出) 第139条の2 (略) 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、 <u>翌々日計画以前</u> は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 四 (略) 3 (略)						
別表8-3 需要抑制計画等の提出							別表8-3 需要抑制計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	(新設)	30分ごとの需要抑制電力量	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	<u>週間計画と同</u> <u>一2点の時刻</u> <u>の需要抑制電</u> <u>力</u>	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同</u> <u>一2点の時刻</u> <u>の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	(新設)	30分ごとの	30分ごとの	調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	<u>週間計画と同</u>	30分ごとの

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
計画	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	する2点の時 刻の日別の調 達分の計画値		調達分の計画 値	調達分の計画 値	計画	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	する2点の時 刻の日別の調 達分の計画値	一2点の時刻	調達分の計画 値	調達分の計画 値
											の調達分の計 画値		
ベ ー ス ラ イ ン	—	—	—	(新設)	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値	ベ ー ス ラ イ ン	—	—	—	二	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※2) 提出日が休業日の場合も含む。 (※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。						
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>週間計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 (略) 2・3 (略)							(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置) 第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、 <u>翌々日計画以前の計画</u> については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。 一・二 (略) 2・3 (略)						
(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)							(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出) 第141条 (略)						
別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出							別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出						
提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画	提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	<u>翌々日計画</u>	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	(新設)	毎日 17時30分 <u>(※)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間	提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	<u>毎日 17時30分 (※1)</u>	毎日 17時30分 <u>(※1)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)							
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	(新設)	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	(※2) 週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	(新設)	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	(新設)	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	(新設)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び調 整力確保量(下 げ)
(※) 提出日が休業日の場合も含む。 (新設)							(※1) 提出日が休業日の場合も含む。 (※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。							

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで(第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。)の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。